

国見町いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月 31 日

国見町・国見町教育委員会

(令和 5 年 6 月 1 日改正)

目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 国見町いじめ防止基本方針策定の目的
- 5 いじめ防止に向けた方針

第2章 いじめ防止等のために国見町・国見町教育委員会が実施する施策

- 1 国見町子どものいじめ防止条例の制定
- 2 国見町いじめ防止基本方針の策定
- 3 国見町いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 4 国見町教育委員会の附属機関（国見町いじめ問題専門委員会）の設置
- 5 町及び町教育委員会におけるいじめ防止等に関する取組

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

第4章 重大事態への対処

- 1 学校又は町教育委員会による調査
- 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

はじめに

平成 26 年 8 月 31 日制定

平成 28 年 8 月 1 日一部改正

平成 29 年 9 月 1 日一部改正

令和 5 年 6 月 1 日一部改正

全ての子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。したがって、いじめは決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。しかしながら、いじめはいつでもどこでも起こりえると同時に、どの子どももいじめの対象者として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。

このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての町民の役割であり責務であります。

いじめを防止するには、町民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自身も安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめが起こらない風土づくりを進めていかなければなりません。

また、本町においては、小学校の統合、震災からの復旧復興と子どもたちの環境が大きく変わっていることから、心の教育やいじめ防止のための取組は重要性を増しています。

そこで、国見町は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び福島県いじめ防止基本方針（平成 26 年 7 月 25 日決定以下「県の基本方針」という）並びに国見町子どものいじめ防止条例（平成 27 年 12 月 14 日条例第 35 号。以下「条例」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「国見町いじめ防止基本方針」（以下「国見町基本方針」という。）を策定します。

この「国見町基本方針」は、法及び条例に基づき、いじめ防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない社会の実現を方針の柱とします。

第1章 基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが心豊かでたくましく成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来に向けて、最も大切なことである。

いじめは、全ての児童生徒等に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒等が安心して互いに認め合い、温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できることを目指して行わなければならない。

しかし、ひとたびいじめが発生すれば、いじめは健やかな成長の大きな阻害要因であり、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとなるという認識に立つ必要がある。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという学校を含めた地域社会全体に関する課題であることから第6次国見町総合計画 KuniMirai2030 及び国見の教育ビジョン 2021 を踏まえ、町の実情を踏まえたいじめ防止対策を推進するものとする。

第6次国見町総合計画 KuniMirai2030

基本理念 「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ」

まちづくり3：未来につながるまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

政策2 生きる力をはぐくむまち

政策3 誰もがいつまでも学び続けられるまち

国見の教育ビジョン 2021

目指す姿

○人としての姿

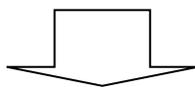
自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する人

○社会の姿

一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会

○子どもの姿

自ら学び、心豊かでたくましく、郷土を愛する国見の子



いじめ防止対策の基本理念

- (1) 自分の命はもちろん他人の命も大切にする心を育みます。
- (2) 学校においては教育活動全体を通じていじめの防止に取り組みます。
- (3) いじめを防止するために、児童生徒等、保護者、学校関係者、その他子どもに関わる全ての機関等広く地域社会全体で真剣に取り組みます。
- (4) 学校、教育委員会、町が連携を図りながら必要な組織等を設置し、いじめ防止等に取り組みます。

2 いじめの定義

法第2条に定められているとおり「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、次の点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童生徒等の立場に立つ。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあることから、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努める。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し判断する。
- (5) インターネット上で悪口をかかれるなど、行為の対象となる児童生徒等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行う。

児童生徒等は具体的に下記のようなことをいじめと認識している。このような様子を見たら、いじめではないかという視点で十分に配慮する必要がある。特に暴力等いじめとして直ちに対応しなければならないことについては早急に組織的に対応する必要がある。

特に最近は SNS 上のいじめが増加し、裏アカウント等気づきにくい事例も多い。児童生徒等を取り巻く多くの関係者が連携して対処していく必要がある。

また、不登校傾向の児童生徒等には、いじめの被害者になっている場合もあるので特に配慮していく必要がある。

- ・ 仲間はずれにされる。陰口を言われる。無視される。
- ・ 「○○くんはだめ。」などと言って遊びにまぜてくれない。
- ・ 「LINE を返信しない」「オンラインゲームができない」等の理由で仲間はずれにされる。
- ・ 鬼ごっこで常に鬼にされる。
- ・ 軽いいたずらを繰り返される。からかわれる。ちょっかいを出される。あおられる。
- ・ 椅子を勝手に移動される。机の向きを逆にされる
- ・ 靴など持ち物を隠される。奪われる。捨てられる。汚される。壊される。
- ・ 暴言や悪口を言ったり書いたりされる。勝手にあだ名をつけられ、あだ名で呼ばれる。（死ね。キモい。ウザい。○○菌。エグい。ばか。くそ。あほ。悪魔。ゴミ。等）
- ・ 汚い言葉遣いで呼ばれたり、「ばい菌」などと呼ばれたりして避けられる。
- ・ プロレスごっこなどと称して技をかけられる。
- ・ 服装や容姿をからかわれる。
- ・ 学用品等を借りて返してくれない。
- ・ いわゆる「パシリ」をさせられる。本人がやるべきことをやらせられる。
- ・ 「いじられキャラ」などと勝手に決められ継続的にかからかわれる。
- ・ 個人情報ができるようにネット上に情報をあげられる。
- ・ 不適切な写真を要求されたり、無断でネット上にあげられたりする。
- ・ 現金等無心される。
- ・ 暴力をふるわれる。（たたかれる。殴られる。蹴られる。押される。胸ぐらをつかまれる。水をかけられる。）
- ・ グループラインなど SNS 上で悪口を書き込まれたり仲間外れにされたりする。
- ・ いじめている児童生徒に同調して大勢で責められる。
- ・ 「中指」を立てられる。
- ・ 相手に行動を意図的にまねされる。継続的に繰り返される。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、特定の子ども、学校の問題ではなく、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめは、多く子どもが入れ替わりながら被害とともに加害も経験をしている現状がある。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。
- (4) いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成する必要がある。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア) 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒等
 - イ) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等
 - ウ) 性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒等
 - エ) 東日本大震災により被災した児童生徒等又は原子力発電所事故により避難している児童生徒等

4 国見町いじめ防止基本方針策定の目的

国見町いじめ防止基本方針は、「国見町子どものいじめ防止条例」第3条の基本理念のもと、町、学校、保護者、町民及び事業者等がそれぞれの責務を自覚し、主体的に、かつ互いに協力しながら広く町全体で進め、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、町全体で子どもの健全育成を進め、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等については、いじめの予防、いじめの早期発見、いじめへの対処が必要であり、いじめ防止等のために社会全体でそれぞれの責務を自覚しなければならない。そのために、町全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

町として

- (1) 法及び条例に基づき町いじめ防止に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び解決を図るための施策を実施する。
- (2) いじめの予防、早期発見、その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行ったものに対する適切な指導を行うため、いじめに対する相談体制の充実、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりに取り組む。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、発達段階に応じて子どもがいじめを防止する取組が実践できるよう指導する。
- (3) いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携して解決にあたる。
- (4) いじめを絶対許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、組織的にいじめ防止に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや教育相談を実施するなど、組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況把握に努める。

保護者として

- (1) どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなりうることを意識し、日頃からいじめ被害などの悩みがある場合には相談すること、いじめの加害者にならないことを指導する。

- (2) 子どものいじめを防止するため、学校や地域の人々との情報交換に努めるとともに、根絶を目指して互いに協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときには、速やかに学校や関係機関に通報、相談する。

子どもとして

- (1) いじめをしない。いじめを見逃さない。いじめを我慢しない。
- (2) 自己実現を目指して、何事にも全力で取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自分たち自身がいじめのない風土づくりに取り組む。

町民・事業者・関係機関として

- (1) 町民及び町内で活動する全ての人々は、子どもが安心して過ごせる環境づくりに努める。
- (2) 子どもの生活に関心を持ち、いじめ等の兆候が感じられるときには、保護者や学校、関係機関に積極的に情報提供し、連携していじめの防止に努める。
- (3) 町民は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。
- (4) 子どもの健全育成に関わる機関等は、その役割を認識し、相互に連携していじめの根絶に努める。

第2章 いじめ防止等のために国見町・国見町教育委員会が実施する施策

1 国見町子どものいじめ防止条例の制定

いじめが、いじめを受けた児童生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。このため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、子どもの健全育成に係わるすべての者の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた、国見町子どものいじめ防止条例を制定する。

2 国見町いじめ防止基本方針の策定

町及び町教育委員会は、法第12条及び条例第9条に基づき、本町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県のいじめ防止基本方針を参考に、国見町いじめ防止基本方針を作成し基本的な方向性を示す。

また、町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについて定期的に見直し、必要に応じて改訂を図る。

3 国見町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、法第14条及び条例第11条に基づき、「国見町いじめ問題対策連絡協議会」を設置することとし、その構成員は学校、教育委員会、町関係部局、警察署等関係機関、専門的な知識や経験を有する第三者等とする。

4 国見町教育委員会の附属機関（国見町いじめ問題専門委員会）の設置

町教育委員会は、法第14条3項及び条例第12条に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。

5 国見町の附属機関（国見町いじめ問題調査委員会）の設置

町は法第30条第2項及び条例第13条に基づき、重大事態への対処及び調査をするために専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置することができる。

6 町及び町教育委員会におけるいじめ防止等に関する取組

(1) いじめ防止・早期発見に関すること

① 心豊かな人間の育成、心の通い合う人間関係の構築がいじめの防止に資することを

踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動を行う。

- ② 児童生徒等が自主的に行ういじめ防止活動への支援を行う。
- ③ 社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるための啓発活動を行う。
- ④ いじめを早期に発見するために、定期的なアンケートや教育相談を実施する。
- ⑤ 学校及び教育委員会の教育相談体制の充実を図る。
- ⑥ 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修を推進する。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。また、児童生徒や保護者に対して必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

① いじめに対する対応

- ・ 教育委員会は、法第 23 条第 2 項及び条例第 5 条 3 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて学校に対して支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、または当該報告に係る事案について必要な調査を行う。
- ・ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法に規定に基づき、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

② 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、適切に指導し、再発防止に努める。
- ・ いじめの行為の中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報すべきことが含まれる。これらについては、学校での適切な指導支援や被害者への意向等への配慮を踏まえ、警察への相談・通報し、警察と連携した対応をとることを学校へ指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

① 学校評価、教員評価の留意点

- ・ 教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解や未然防止や早期発見、適切な対応、組織的な取組等を評価するよう学校に必要な指導・助言を行う。

② 学校運営改善の支援

- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、学校運営の改善を支援する。
- ・ 学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有して地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

法や条例に基づく委員会等の役割

- ① いじめ問題対策連絡協議会において、地域とともにいじめ防止を図る。
- ② いじめ問題専門委員会において専門的にいじめ対策を協議するとともに必要に応じて調査を行う。
- ③ 必要に応じていじめ問題調査委員会において再調査を実施し、いじめ問題の解決を図るとともに再発防止に努める。

町・教育委員会の具体的ないじめの防止対策

- ① SC や SSW を配置し、いじめの早期発見・早期解決を図る。
- ② 国見町教育委員会にいじめ問題の相談窓口を設置するとともに、関係機関のいじめの相談窓口を周知する。
- ③ いじめ防止のチラシを作成し啓発に努める。
- ④ 学校と連携して定期的にアンケート調査を実施し早期発見早期解決に努める。
- ⑤ 心理検査等を実施しいじめ防止に活用する。
- ⑥ 情報モラル教育を充実し SNS 等と利用しいじめの防止を図る。
- ⑦ 報告されたいじめ事案について必要に応じてその解決状況を調査する。
- ⑧ いじめの被害者が学習できなかった時にフォローする仕組みを作る。
- ⑨ 「国見町子どものいじめ防止条例」の周知を図る。

※実効あるいじめ対策とするためには、例えば LINE 等 SNS を活用して子どもたちが相談しやすいように工夫するとか、年間を通じて子どもたちが「いじめ」について認識しやすいよう学校等と連携し計画的ないじめ対策を継続するなど工夫しなければならない。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条及び条例第9条第2項の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめ防止対策委員会を中核として、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を教育委員会との適切な連携の下に学校の実情に応じて組織的に推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は実情に応じ、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。その際、国及び県の基本方針、町の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定める。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対処の方法、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめ防止全体に係る内容を定めるものとする。

学校基本方針の策定や見直しにあたっては、保護者や地域の方に参画していただくなど地域を巻き込んだ学校基本方針となるようにすること、児童生徒等の意見を取り入れるなど、児童生徒等が主体的、積極的にいじめ防止への参加の機会を確保することが大切である。

さらに策定した学校基本方針は、児童生徒等はもとより保護者や地域社会に広く公開すべきである。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止対策委員会を置く。

この組織の構成員としては、管理職や生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を実情に応じて決定し、さらに個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたって関係の深い教職員などを追加するなど、柔軟な組織とする。

必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等を加え、柔軟な組織として対応することで実効的ないじめ防止等の対策に取り組む。

また、当該組織には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を求める。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校及び町教育委員会は、連携していじめの防止や早期発見、いじめが発生した場合の対処等にあたる。

(1) いじめの防止

いじめがどの子どもにも起こりえるという事実を踏まえ、いじめを未然に防止するためすべての児童生徒等を対象にいじめに向かわせない指導を行う。すべての児童生徒等が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に取組み、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。さらに、児童生徒等がいじめの問題を自分たちの問題として捉え主体的にいじめのない学校づくりを話し合ったり、対策を講じたりする機会を設定する。

また、いじめ防止の観点から、教育活動全体を通じて豊かな人間性の育成に努める。具体的に入権教育や道徳教育全体計画に位置づけることや、日々の授業の中で自己存在感を高め、共感的な人間関係を育成することや自己決定の場を与えることなど生徒指導の機能を生かして、集団の一員としての自覚や所属感を育み、互いに認めあう人間関係や学校風土を醸成する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目の届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけと区別がつかなくなったりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることも多いことを教職員はしっかり認識し、些細な兆候でもいじめではないかとの疑いをもち早い段階から関わり、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒等をしっかり見守るとともに信頼関係の構築等に努め、児童生徒等が示す変化や兆候を見逃さないように情報収集に努める必要がある。

いじめの早期発見のためには例えばチェックリストを作成して全教職員で点検することで教職員がいじめに気づく機会をつくるのが大切であるし、定期的なアンケートや教育相談の実施、さらには、いじめ解決キャンペーンやいじめ追放宣言など、児童生徒等の積極的ないじめ問題への取組みを支援することなどをして児童生徒等がいじめを相談しやすい体制を整えることも大切である。

また、保護者や地域と信頼関係を構築し、積極的にいじめに関する相談や情報を得るようにしなければならない。

さらにインターネット上でのいじめも非常に危惧されている。インターネット上のいじめは大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒等が、今後も変化発展し続けるであろう情報手段を効果的に活用できる知識や判断力や心構えを身に付けさせるため、情報モラル教育を一層充実させる必要がある。保護者においてもインターネット

の活用に関する様々な危険があることを十分理解した上で活用させる必要があり、インターネット上のいじめの早期発見・早期対処に努めなければならないことを自覚すべきである。

インターネット上のいじめは関係機関や専門機関と連携を図り、早期発見につとめ、被害の拡大を防ぐために書き込みの削除を専門機関に依頼したり、警察と相談したりするなど早期に対応することが必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止対策委員会を核に組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒等に対しては、当該児童生徒の人格の成長への教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に応じた継続的なケアを行う。加害児童生徒等に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒等の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、被害児童生徒を守る。その際は学校での適切な指導、支援とともに、被害者の意向に配慮した上で、警察と連携して対応していく。

保育所や幼稚園では

- ① みんなと楽しく、仲よく遊ぶ子どもを育成
 - ・友達との良い関係づくりのための援助を積極的に行う。
「相手が嫌だと思わないことを言わない、しない、させない。相手の思いに気づかせる。」
 - ・自分の気持ちを言葉で相手に伝えることができるように援助する。
「まぜて」「やめて」「貸して」「いいよ」「ありがとう」「ごめんなさい」
 - ・豊かな心、優しい気持ちを育てる。
「毎日の絵本の読み聞かせ」「飼育や栽培活動」
- ② 気軽に情報共有、情報交換できる保護者との連絡体制づくり
 - ・登園時や降園時に担任と保護者との情報交換や連絡帳による情報共有を行う。
 - ・保護者会等の機会にいじめ事案への対応について共通理解を図る。

小中学校では

- ① 学校いじめ防止対策委員会を設置し、組織的に対応する。
- ② 定期的な教育相談やアンケートを実施し、早期発見・早期解決を図る。
- ③ 人権教育や情報モラル教育を充実し、いじめの未然防止に努める。
- ④ いじめ防止のポスターを各学級が作成し掲示する。
- ⑤ いじめ防止のチラシを作成し家庭に配布する。
- ⑥ 「ハートフルメッセージ」友達の良さに目を向け、感謝の思いをカードに記入し、掲示したり全校放送で放映したりする。
- ⑦ 相談しやすい窓口として「困りごと相談ボックス」を設置している。
- ⑧ 生徒会による「いじめ0」宣言や「いじめ熟議」の実践そして「アクションプラン」の作成など、児童生徒が主体的に取り組む。
- ⑨ 「SOS」を出しやすいようオンラインの相談窓口を開設する。

第4章 重大事態への対処

1 学校又は町教育委員会による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1項の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 暴行を受けて骨折など身体に重大な障害を負った場合
- 強要され金品等に重大な被害を被った場合
- 心的外傷後ストレス障害など精神性の疾患を発症した場合
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応がある場合
- わいせつな画像や顔写真などを加工した画像をインターネット上で拡散された場合
- スマートフォン等を破壊された場合

などのケースが考えられる。

第2項の「相当な期間」については、

- 不登校の定義を踏まえ、欠席が続き年間30日程度を超えた場合
ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを
十分考慮する必要がある。
- 欠席が続き当該校には復帰できず、転学したような場合

また、児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法28条第3項に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定する。この場合、調査対象となる児童生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。(例えば、アンケートなど初期的調査を学校又は町教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析や追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。)

(4) 調査を行うための組織

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態と判断したときは、当該重大事態に係る調査を実施するため、速やかにその下に組織を設ける。学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、「いじめ防止対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、教育委員会と学校が事実に向き合うことで当該事態への対応や同種の事態の再発防止を図るために行うものであって、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

① いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合には、以下の点に留意して調査する。

- いじめを受けた児童生徒からの聞き取りを十分に行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。
- 情報を提供してくれた児童生徒等を守ることを最優先とした調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習等を行う。

② いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

※ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査の場合の背景調査については、法第

28条第1項に定める調査に相当することになり、そのあり方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒をもっとも身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その意見・要望を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、いじめ問題専門委員会の会長が、専門委員会の委員又は事案に応じて適切と思われる委員を選出し、委員に当てることのできる。
- 背景調査においては、時間の経過に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないことを理由に、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要はある。

（6）その他の留意事項

法23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大

事態と判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあることから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第 23 条第 2 項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒等に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒等の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒等の支援のための弾力的な対応を検討する。

なお、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省）等を参考にする。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒等及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適切に説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査及び調査機関

法第 30 条第 2 項の規定に基づき、重大事態が発生した旨の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要と認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について再調査を行う。

再調査を実施する機関については、町長は、副町長を委員長、町管理職の中から委員を任命し、いじめ問題調査委員会を設置する。また、町長が必要と認める場合には、弁護士等専門的な知識・経験を有する者の意見を求めながら再調査を実施する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

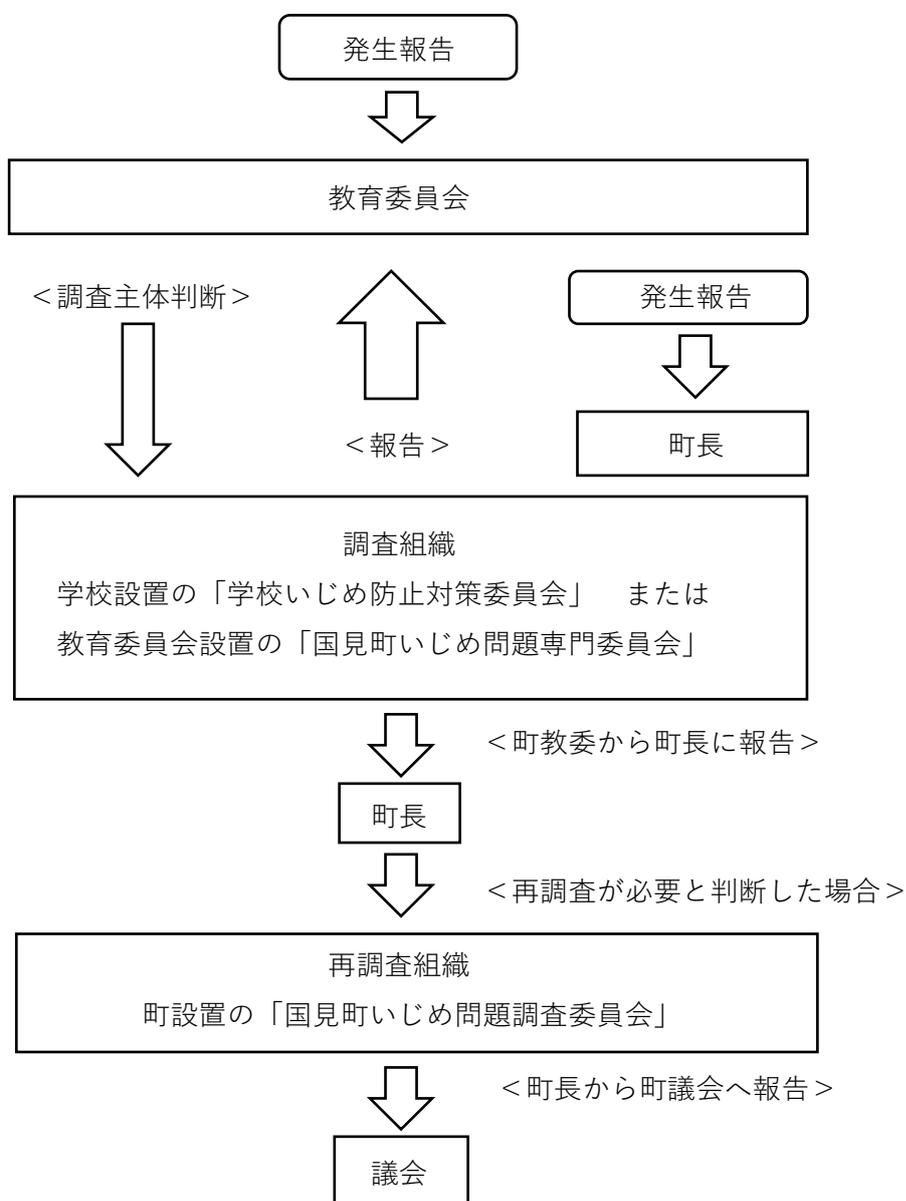
また、再調査を行ったとき、町長は法第 30 条第 3 項の規定に基づき、個々の事案

に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮の上、その結果を議会に報告する。

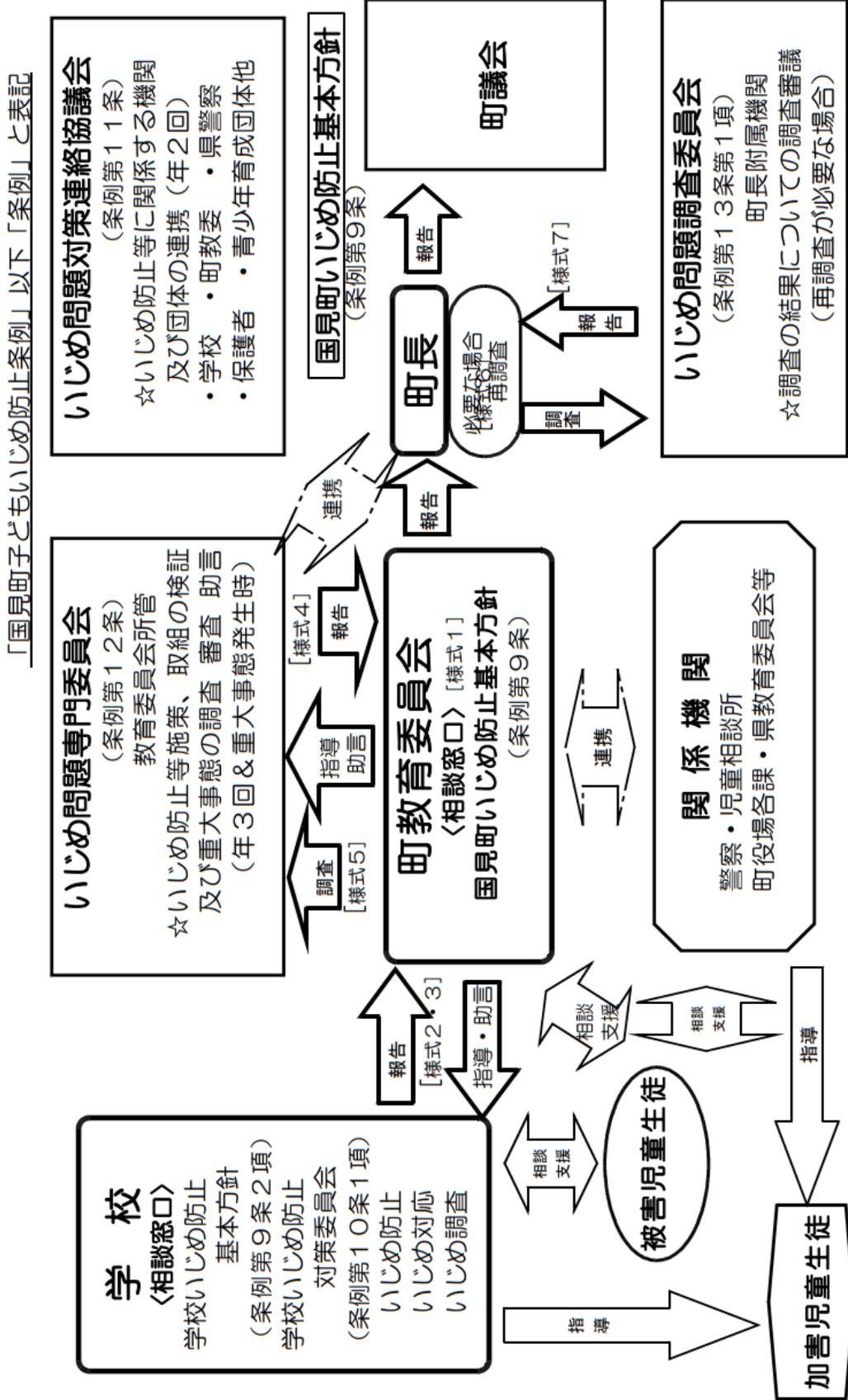
重大事態への対応フロー図

重大事態の発生

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 3 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき



国見町いじめ対応に係る組織・役割等の関係図



※ 各校よりの「いじめ認知報告書」は、全て町長・副町長まで報告を行う

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町及び町教育委員会は、法の施行状況や国、県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、町及び町教育委員会は、学校等と密に連携し学校基本方針の変更について適切に助言する。具体的な施策については、学校等の状況に応じ適切に改善していくものとする。

なお、福島市いじめ問題対策委員会専門部会の「いじめ重大事案の調査報告書」の中で「再発防止をめぐる提言」がなされている。本町のいじめの防止やいじめ発生時の対策等にかかしていくために以下に引用する。

再発防止策をめぐる提言

第1 いじめの認知や理解をめぐる教師の視点を変える

1 いじめを主観的（精神的）苦痛から理解し対応する。

本事案は、「いじめ」を児童間の「トラブル」として理解した結果、初期対応や早期解決がなされず、Aさんの主観的（精神的）苦痛の理解に重きが置かれなかった。いじめとは、当事者の主観的なものであるがゆえにとらえにくさがある。暴力や明らかに人格否定的言動でなくとも、あるいは児童生徒間の「お互い様」の問題であったとしても、「嫌だな」と思う気持ちが抱かれた場合には「いじめ」となり得る。児童生徒間で生じた問題を大人側の判断で「トラブル」と認識し、双方への指導を行っただけでは、いじめの心理的侵襲の本質を見過ごすことになる。

大切なことは、指導後の児童生徒の学校内における状況の変化を的確に見極めていく努力である。一見、解決しているかのように見えても、児童生徒の気持ちや状況の変化を敏感にとらえ、そこに深く関与した対応を継続して行っていくことが重要である。その視点が欠如すると「トラブル」もいじめに転化することがある。さらには、被害児童生徒の精神的苦痛やフラッシュバックに対する理解を深め、救済・回復のための支援が適切になされなければ、「重大事態」につながっていく可能性が大きくなる。そのことを常に意識する必要がある。

2 児童生徒の発する言葉に敏感になる

校内で行われるアンケート調査には児童生徒の視点から見た情報が書かれており、ひとつひとつを見ると断片的であっても、それらの複数の情報をつなぎ合わせることでいじめの事実が明確になることがある。そのため、複数の教師が吟味し合い。いじめの早期発見につなげていくことが重要である。大切なことはアンケートを実施することのみではなく、その結果を全体的に十分読み取ることである。

第2 児童生徒の精神的苦痛について理解する

1 児童生徒の発する言葉に慎重に耳を傾けることが必要である。

児童生徒の発言は当事者の意思表示であり、いじめを早期に認知する重要な指標である。教師や関係者はその言葉に真摯に耳を傾け、精神的苦痛を汲み取る努力を怠ってはならない。また、被害児童生徒の精神的苦痛の程度には個人差が大きく、大人の認識（意味づけ）とは大きくかけ離れることもある。

したがって、大人の思い込みや価値観にとらわれることなく、いろいろな側面から児童生徒との対話を粘り強く繰り返し、信頼関係を醸成しながら、当事者の言葉に含まれた真の意味を理解していくことが必要である。

2 大人が自らの言動の結果に対して謙虚に向き合う姿勢が必要である。

精神的傷つき体験は、児童生徒間に起こることばかりではない。大人が、児童生徒を意図せずして傷つけてしまうこともある。しかし、それに気づいた時には自らの言動に悪意がなかったとしても、躊躇なく、その傷ついた気持ちに誠実に答えていかなければならない。

第3 保護者に寄り添う

1 保護者の抱える苦痛や不安に寄り添う

保護者への対応も児童生徒への対応と同じく、その抱える苦悩や不安に寄り添う必要がある。児童生徒のために保護者との信頼関係を築けるように、学校には事例に即した親身な理解と対応が求められる。

2 保護者からの情報提供を真摯に受け止める

いじめの問題は学校として生じてほしくない事柄である。しかし、保護者からの情報提供があった場合には、いじめの問題を避けることなく真摯に対応し、必要に応じて複数の教師間でそれまでの対応の在り方を協議し、検証していくことが求められる。

3 学校と保護者が真の協力者になる

いじめによって精神的苦痛を負った被害児童生徒を救済していくための支援のスタートラインは、学校と保護者がお互いを理解し補い合うような真の協力者となることである。お互いに積極的に声をかけ、事実を認識し、情報共有と共通理解を深めていく行動が欠かせない。

第4 いじめに対する学校の組織的対応の在り方を再考する

1 学級担任だけに任せがちないじめ対応を是正する

当該校のいじめ対応を検証すると、校内委員会が立ち上がるまでは担任の対応のみ終始し、組織的な検討と対応は不十分であった。それは、「学級のことは担任がすべて背負い込む」という担任の強い信念（思い）があったこと、それを容認する校長

などの役職者や同学年の同僚の認識があったことに起因する。こうした学校の指導文化を改善し、情報共有と組織的対応への意識を高めなければならない。

2 学校でのいじめ調査の公平性・客観性を確保すること

学校内でのいじめの調査を行う場合には、その調査の公平性・客観性を十分に確保できるように調査組織や調査担当者の人選を行うべきである。また、組織や人選について保護者に適宜報告するなどして理解を求める努力も行うべきである。

3 いじめの問題の対応には校長の役割が大切である。

いじめ問題を認知する際に、校長は担任等の報告（記録であれ、口頭であれ）を受け、生じている事態の把握に努力すべきである。また、その後に組織的に対応するために、教職員の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフの協力を求めることも重要である。校長には様々な角度から事態を検討し、コーディネートしていくことが求められる。

4 外部性と中立性を持つ専門スタッフを適切に活用する。

今日、「チーム学校」と言われる時代、外部性や中立性を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することが求められている。こうした専門スタッフは年間限られた出勤回数や陽性は県による勤務上の制約はあるが、それらの出勤日に校内いじめ対策委員会の開催を合わせるなど、教員組織の中に外部の目を入れ、児童生徒をめぐる意見交流の機会を活性化していかなければならない。

第5 医療機関の連携と協力意識を高める

学校では、なんらかの疾患を有し、長期的・定期的に医療機関を受診している児童生徒がいる。その際、学校現場の判断のみでは疾患の理解と対応は困難である。日頃から学校は保護者とともに主治医等との連絡や相談を行い、助言を乞うことが望ましい。学校は、日頃から児童生徒の心理的要因の所在や適切な対応を医療機関から情報を得て、それらを学校でできる支援の糸口にしていかなければならない。

第6 卒業後も長期にわたる支援とその体制が必要である

学校在籍の期間に発生したいじめ問題は、本質的な解決がなされない限り、その苦痛を卒業後も抱えて生きていくことになる。その事実を学校関係者は再認識すべきである。その上で、学校は、卒業がひとつの区切りと自己解釈せず、その児童生徒と保護者に卒業後も自ら働きかけ、問題解決に向けての最大限の努力と協力をすべきである。

卒業後であっても、連続した教育支援が行えるよう、上級学校の関係者への引継ぎや情報提供などを当事者の許可を得て行っていくことや児童生徒及びその保護者の精神的支援を継続することが不可欠である。

第7 いじめ重大事態調査の在り方を再考する

1 ガイドラインや基本方針に沿った手続きや報告に努める。

ガイドラインで定める調査開始時の説明が十分に行われることや重大事態（疑いを含む）が発生した際の行政への報告は正式に文書で行われることが必要である。

2 いじめの認知時点での調査と重大事態の調査との違いを明確にする。

市教委の「いじめ防止サポートチーム」は、学校のいじめ認知後の早期調査・対応への支援と重大事態の調査、両方に関与するシステムとなっている。しかし、いじめの早期調査の段階で、重大事態（疑いを含む）であると判断し、重大事態の調査に移行する際には、問題を多様な視点から検討するためにも、調査構成員を変える（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を加える）などすることが望ましい。また、その調査の公平性・客観性を十分に確保できるように調査組織や調査担当者の人選を行うべきである。また、組織や人選について保護者に適宜報告するなどして理解を求める努力も行うべきことは学校での調査と同様である。

3 重大事態調査の結果に至る過程の詳細な説明が必要である。

調査手続きの説明だけでなく、調査結果の内容についても保護者や関係者の理解が得られるように判断の根拠が明確になされていることが不可欠である。

第8 市教委に求められるいじめ防止対策への点検項目

1 市教委は、本報告を活かしたいじめ防止対策の研修冊子を作成し、いじめの定義やいじめの認知の在り方の理解を深める行内研修用の資料を配付することに努め、学校の教職員がいじめ防止対策関連の仕組みをよく理解する機会を持つ。

2 医療・福祉・心理・法律の専門家からの協力を得ながら、学校における児童生徒の心理的情緒問題への対応と SOS を適切に受け止めるための教員向けスキルアップ研修を実施する。

3 市立学校の「いじめ問題対策委員会」が、会議の目的や内容、計画（5W1Hを含む）を明記した議事録を作成し、必要があれば速やかに市教委に提出することができるよう指導する。

4 いじめ認知の段階から専門スタッフ（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）などの外部性と中立性が活かされる校内及び市教委内の体制整備に努める。

5 推進法や条例、市の基本方針などを学校関係者のみならず、児童生徒や保護者、地域の関係機関職員等に周知し、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく。

6 以上の点検項目について、市教委は継続してチェックを行う。